

消費者クイズ 答え

1. 契約書を作らなくても、口約束で契約は成立する？

答え 成立する

食品を買ったり、バスに乗ったり、美容院でパーマをかけてもらったり、これらはすべて契約です。そして、ほとんどの契約は、契約書を作らなくても口約束で成立します。「どうせ口約束だから…」は通用しません。契約の話し合いは、注意深く、慎重に行いましょう。

2. 「クリスマスまでに届ける」という約束で、クリスマスツリーを注文したのに、クリスマスまでに届かなかった。契約を解除(なかったことに)できる？

答え 解除できる

このケースでは、相手が「クリスマスまでに」という期限を守っていません。また、お正月にクリスマスツリーが届いても、あまり意味はないでしょう。このような場合には、特殊な事情のない限り、契約を解除することができます。そして、契約を解除、つまり契約をなかったことにすれば、代金の支払いをしなくてもよくなります。

3. 1か月前、不意にセールスマンが訪ねてきて、その勢いにのまれて10万円のふとんを買ってしまった。その時、代金は支払い、ふとんを受け取ったが、契約書や領収書など、ふとんの他には何ももらってない。1か月前の話なので、もうクーリング・オフはできない？

答え クーリング・オフできる

このような取引を訪問販売と呼びます。そして、訪問販売の場合には、契約を結んでしまったとしても、8日以内であれば、クーリング・オフ、つまり契約をなかったことにすることができます。

ところで、その8日はいつからスタートするのでしょうか？販売業者が訪ねてきた日でしょうか？それとも、商品を受け取った日でしょうか？

答えは、「法律が定める書面」を受け取った日、です。

問題のケースでは、ふとんを受け取ってから1か月を経過していますが、「法律が定める書面」を受け取っていません。したがって、まだクーリング・オフの期間は進行していないので、契約から1か月を経過していても、クーリング・オフできます。

＜もう一歩前へ＞ 法律が定める書面とは？

法律が定める書面とは、どんなものでしょうか？ 訪問販売を規制している法律は、訪問販売業者に対し、契約内容を明らかにする書面の交付を義務付け、併せてその書面に最低限記載しなければならない事項（例：商品名、代金の額、クーリング・オフの方法など）を定めています。この記載事項を全て網羅した書面が「法律が定める書面」です。

たとえ書面の交付を受けていたとしても、法の定める記載事項が網羅されていなければ、その書面は「法律が定める書面」に該当しません。その結果、そのような不備のある書面を受け取っても、クーリング・オフ期間は進行せず、契約から8日を経過してもクーリング・オフが認められる場合があります。

4. 昨日、道を歩いていたら呼び止められ、お店に連れて行かれて、高価な化粧品6個セットを買ってしまった。1個使ってしまったので、もうクーリング・オフはできない？

答え クーリング・オフできる

化粧品などの「消耗品」でも、使っていない分のクーリング・オフは可能です。例えば1セット6個のうち1個を使ったのであれば、使用した1個分の代金は支払う必要がありますが、残りの5個についてはクーリング・オフすることができます。

5. ググったサイトにアクセスしたら、いきなり「契約成立！5万円を振込んでください！すぐに支払えない方は、こちら(03-0000-0000)に連絡を！」という警告文が表示された。すぐに5万円も払えないので連絡した方がよいか？

答え 連絡しない

特殊な事情のない限り、検索サイトで表示されたサイトにアクセスをしただけで契約が成立することはありません。したがって、問題のケースの警告文が表示されたとしても、支払義務はありません。また、表示されている番号に電話をかけるはいけません。

なお、警告文が画面に貼り付いて取れないときは、対処方法があります。独立行政法人情報処理推進機構や消費者センターに相談しましょう。

.....

5問正解のあなた … さらなる高み、相談員を目指しませんか？

2～4問正解のあなた…定期的に勉強して、レベルアップを目指しましょう！

0～1問正解のあなた…基礎知識の習得を目指しましょう！

お付き合いいただき、ありがとうございました。

消費者ネットしずおかにご入会いただければ、消費者問題に関する様々な研修を受けることができます。

消費者ネットしずおかに、ぜひご入会を！

消費者問題ネットワークしずおか
静岡市呉服町1-3-14 静岡県生活協同組合連合会内
TEL 054-253-5987
<http://net-shizuoka.com/>